

平成27年4月22日

鹿児島地裁の川内原子力発電所1、2号機の再稼働差止
仮処分申立てに係る決定について



他県・他原発に係る司法判断に対し申し上げる立場にないが、原子力の安全について科学的な知見や規制委員会の審査を役割などに関し、先の福井地裁とは異なる判断が示されているように思う。

上記の福井地裁決定については、事業者が異議申立てをしており、今後の再審理でさらに吟味されると思う。

国は、原子力の重要性や安全の問題について、国民に対しこれまで以上に強く責任ある説明を行う必要がある。